

やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン (プレミアム食事券発行事業)

プレミアム食事券取扱店舗募集要項

山梨県では、新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰により深刻な影響を受けている県内飲食店を支援するキャンペーンを実施します。

今回のキャンペーン^(注1)では、20%割引相当のプレミアム付き食事券を県が発行することで、県内飲食店の利用回復を後押しします。

つきましては、本キャンペーンに参加する飲食店を次のとおり募集します。

(注1) やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーンは、令和3年12月1日から令和4年1月31日までキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施しております。今回のキャンペーンは当該事業とは別のものであり、プレミアム食事券の発行を行うものです。

1 キャンペーン概要

(1) 食事券の名称

やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン プレミアム食事券 (以下「食事券」という。)

(2) 食事券の内容

食事券の取扱店舗として登録された飲食店 (以下「取扱店舗」という。) において利用可能な10,000円 (1,000円×10枚) 分の食事券セットを現金8,000円にて販売 (第1弾: 39万セット発行、第2弾: 30万セット発行)

(3) 食事券利用期間

第1弾 令和4年2月1日 (木) から令和4年10月31日 (月) まで

第2弾 令和4年11月10日 (木) から令和5年2月28日 (火) まで (予定)

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、中断や延長を行う場合があります。

(4) 食事券販売場所

山梨県内の郵便局・商業施設等

(5) 食事券販売期間

第1弾 令和4年1月28日 (金) から令和4年10月31日 (月) まで

第2弾 令和4年11月10日 (木) から令和5年2月28日 (火) まで

※第1弾および第2弾ともなくなり次第販売終了。

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、中断や延長を行う場合があります。

2 食事券の取扱いについて

(1) 遵守事項

- ア 食事券は取扱店舗での飲食やテイクアウト、デリバリーの支払いに利用可能とする。
- イ 利用金額が食事券の額面金額に満たない場合でも、つり銭は支払わないこととする。
- ウ 食事券を現金に換金することはできないこととする。
- エ 利用期間を過ぎた食事券は無効とする。

※やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン プレミアム食事券事務局(以下「事務局」という。)から利用期間延長の発表等があった場合は除く。

(2) 利用対象とならないもの

- ア 上記2(1)アに規定する支払い以外への利用
- イ その他、食事券の利用にそぐわないと事務局が判断したもの

3 キャンペーン参加要件について

やまなしグリーン・ゾーン認証を取得している飲食店^(注2)であること(参加申込方法は下記6を参照)。ただし、次の(1)から(5)に該当する事業者(店舗)を除く。

- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる事業者
- (2) 反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号)第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し関与している事業者
- (4) 上記2(2)に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者
- (5) その他事務局が不相当と認める事業者

(注2) 飲食店とは、令和3年8月から9月に山梨県において実施した飲食店等に対する休業・時短要請の対象範囲とされた店舗を指します(休業・時短要請期間終了後の新規オープン含む)。

従って、バー・スナック等(遊興施設)の他、ホテル・旅館やカラオケボックス、結婚式場などにおいても、上記対象範囲に含まれる場合は、飲食店に該当します。

※ ホテル・旅館のうち、レストラン・宴会場など専ら飲食を提供するスペースにおいて宿泊客以外への飲食の提供を行う施設は、上記対象範囲に含まれるため、本キャンペーンの対象となります。宿泊客のみに飲食の提供を行うホテル・旅館は、本キャンペーンの対象外です。

4 取扱店舗（キャンペーン参加店舗）の責務について

- (1) 食事券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (2) 顧客の飲食実態のない自己取引・架空取引・虚偽報告等を行わないこと。
- (3) 食事券を受け取る時は、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された食事券でないか確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局まで報告すること。
- (4) 受け取った食事券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については取扱店舗の責務とする。
- (5) 本キャンペーンの参加に当たり、事務局と適切な連携体制を構築すること。
- (6) やまなしグリーン・ゾーン認証基準の遵守、感染症対策の徹底を図ること。
- (7) その他、事務局が作成する取扱マニュアルや、キャンペーンの運用に関する依頼事項を遵守すること。

5 食事券の換金について

(1) 換金方法

各取扱店舗は、令和4年2月1日（火）から令和4年10月31日（月）までに利用された第1弾の「食事券」、令和4年11月10日（木）から令和5年2月28日（火）までに利用された第2弾の「食事券」、「換金用伝票」を、各月指定の締め切り日までに事務局に郵送することとする。事務局は各取扱店舗から回収した「食事券」を集計し、各取扱店舗が指定した口座に代金を振り込むものとする。

なお、支払に係る振込手数料は事務局が負担するものとする。

(2) 換金スケジュール

事務局は、下記スケジュールに応じて各取扱店舗指定の口座へ代金を振り込むものとする。

事務局到着日（必着）	入金日（予定）
～4月27日（水）	5月18日（水）
4月28日（木）～5月16日（月）	5月30日（月）
5月17日（火）～6月 3日（金）	6月17日（金）
6月 6日（月）～6月15日（水）	6月29日（水）
6月16日（木）～7月 1日（金）	7月15日（金）
7月 4日（月）～7月14日（木）	7月28日（木）
7月15日（金）～8月 3日（水）	8月17日（水）
8月 4日（木）～8月16日（火）	8月30日（火）

事務局到着日（必着）	入金日（予定）
8月17日（水）～ 9月 1日（木）	9月15日（木）
9月 2日（金）～ 9月12日（月）	9月29日（木）
9月13日（火）～ 9月29日（木）	10月13日（木）
9月30日（金）～10月14日（金）	10月28日（金）
10月17日（月）～11月 1日（火）	11月15日（火）
11月 2日（水）～11月15日（火）	11月29日（火）
11月16日（水）～11月30日（水）	12月 9日（金）
12月 1日（木）～12月19日（月）	12月28日（水）
12月20日（火）～12月28日（水）	1月13日（金）
1月 4日（水）～ 1月17日（火）	1月26日（木）
1月18日（水）～ 1月31日（火）	2月14日（火）
2月 1日（水）～ 2月13日（月）	2月27日（月）
2月14日（火）～ 2月28日（火）	3月14日（火）
3月 1日（水）～ 3月15日（月）	3月30日（木）

6 キャンペーン参加申込について

(1) 申込方法

本キャンペーンへの参加を希望する飲食店は、この募集要項の内容に同意の上、「やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン プレミアム食事券取扱店舗申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、事務局までメールにて提出することとする。

なお、メールでの提出が困難な場合は、郵送またはファックスでの提出も可とする。

提出先：〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-1-8 山梨交通ビル4階

やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン プレミアム食事券事務局

E-mail : yamanashi-gzshokuji@jtb.com FAX : 055-249-8182

(2) 申込期間

令和3年12月17日（金）から令和5年2月24日（金）まで（必着）

※第1弾の食事券取扱店舗としてご登録いただいている飲食店については、第2弾において登録が継続されます。別途お申込みいただく必要はありません。

(3) 申込後の審査等

申込みのあった飲食店については、事務局が審査の上、諾否を決定する。

なお、審査の結果、承認となった飲食店については食事券の取扱店舗として登録し専用ウェブサイトに掲載するものとする。

(4) その他

県内に複数店舗ある場合は、それぞれの店舗ごとに申し込むものとする。

7 その他

この募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や返還、取扱店舗としての登録を取り消す場合がある。

また、本募集要項は変更される可能性がある。

8 問い合わせ先

やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン プレミアム食事券事務局

住所：〒400-0031 山梨県甲府市丸の内 1-1-8 山梨交通ビル 4 階

TEL：055-249-8195（平日 10:00～17:00）

FAX：055-249-8182

E-mail：yamanashi-gzshokuji@jtb.com

専用ウェブサイト：<https://yamanashi-gzshokujiken.com/>